

# 税のお知らせ

## 3月の納税等

介護保険料／第6期

農業集落排水処理施設使用料／第6期

保育料／3月分

納期限／3月31日(金)

納期限内の納付にご協力ください。  
納付は便利な口座振替をご利用ください。

## 令和5年度から村税の納付方法が拡大されます

令和5年4月1日以降に発行された納付書に印刷される「e-LIQ R(二次元コード)」を活用した電子納付ができるようになります。電子納付はスマホ決済のほか、地方税共同機構が提供する「地方税お支払いサイト」を利用して、いつでもどこでも納付ができるようになります。  
地方税お支払いサイトは令和5年3月から開設され、操作説明動画や問合せフォーム、よくある質問などが掲載されますので、詳しくは地方税お支払いサイトをご覧ください。  
※開設されるのは令和5年3月ですが、実際に納付ができるのは

令和5年4月からです。

地方税お支払いサイト

<https://www.paymentetax.ta>

go.jp/

### ●対象の税目

- ・固定資産税
- ・個人住民税(村県民税)
- ・軽自動車税種別割
- ・国民健康保険税

※その他の税・料は対象外です。

また、窓口で納付ができる金融機関も拡大し、e-LIQ Rに対応した金融機関であれば、これまで決められていた金融機関以外の窓口でも納付ができるようになります。

※現在、口座振替をご利用の方で、e-LIQ Rを用いた納付を希望の方は、口座振替の廃止が必要です。登録している口座の金融機関へ、廃止の届出を提出してください。

## 軽自動車の譲渡・廃車・住所変更などの手続きはお早めに

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者(売主が所有権を保留している場合は、買主であ



る使用者)に課税されます。

所有している軽自動車等を売却したときや住所などを変更したときは、必ず役場・運輸支局・軽自動車協会で手続きを行ってください。

この手続きを行わないと、いつまでも課税されてしまいます。また、納税通知書が現所有者へ届かない原因となります。

手続きを販売店等に依頼される場合、4月1日までに確実に手続きしてもらうように確認をしてください。手続きの遅れにより税額が発生した場合でも、課税を取り消すことはできません。また、毎年3月は、申告が集中するため、窓口が大変混雑します。3月中旬までなど、なるべく早く手続きを済ませていただくようお願いいたします。

軽自動車税種別割は自動車税種別割と異なり月割制度がありません。よって、4月2日以降に譲渡・廃車などの手続きをして所有者でなくなった場合でも、その年度の軽自動車税種別割は全額課税されます。

また、口座振替をご契約の場合、特定の車両分のみ口座振替を停止

することはできません。1年分のみ軽自動車税種別割を現金払いにしたい場合は、その年の3月末以前に、口座を廃止する旨の振替依頼書を金融機関へ提出していただき、4月以降に口座振替依頼書を再提出する必要があります。□頭でのご依頼は受付できませんので、ご了承ください。

### ●問合せ先

軽自動車税全般について  
総務部税務課  
二輪以外の申告について  
軽自動車検査協会  
ホームページ  
<https://www.keikenkyoor.jp/>

## 軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が始まりました

令和5年1月から軽JNKS(ジェンクス)が始まり、納税証明書の提示が原則不要になりました。(二輪は対象外です)しかし、車検直前で納付した場合は、納税証明書が必要になることがありますので、お早めに納付をお願いします。

### ●問合せ先

軽JNKSについて



地方税共同機構

<https://www.itago.jp/jidousya/>

軽自動車税納税証明書について

総務部税務課

## 税務課窓口で発行できる 主な証明書について

税務課の窓口で発行できる主な  
証明書について紹介します。

### 1. 所得等証明書

新年度の証明書は毎年6月1日  
から発行されます。

#### ① 所得証明書

前年の1月1日～12月31日まで  
の1年間の所得金額が記載され  
ています。

#### ② 課税・非課税証明書

所得証明の内容に加えて、村県  
民税の年税額や扶養控除、医療  
費控除などの所得控除額も記載  
されています。

### 2. 固定資産証明書

新年度の証明書は毎年4月1日  
から発行されます。

#### ① 課税台帳登録事項証明書

1月1日現在に所有している土  
地・家屋の所在地、地目、地積  
(床面積)等が記載されています。

#### ② 評価額証明書

課税台帳登録事項証明書の内容  
に加えて、評価額が記載されて  
います。

#### ③ 価格通知書(登記用)

記載内容は評価額証明書と同じ  
ですが、使用目的が登記に限ら  
れます。

#### ④ 公課証明書

評価額証明書の内容に加えて、  
税額が記載されています。

### 3. 納税証明書

各税目の年税額、納付済税額、  
未納税額を記載します。まだ納  
期が来ていない税金については、  
「納期未到来」と表示します。

また、車検の際に必要な軽自動  
車税種別割の継続検査用納税証明  
書は、過去も含めて未納がない場  
合のみ発行できます。

#### ● 本人確認・委任確認の方法について

証明書申請時の「本人確認」にお  
いて運転免許証等の官公署が発行  
した書類(顔写真付き)が必要とな  
ります。委任確認では、委任状が  
必要です。軽自動車税の継続検査  
用納税証明書については、委任状  
または車検証(コピー可)の提示が  
必要です。

#### ● 手数料

1通200円です。ただし、証

明書によっては手数料が異なりま  
すので、窓口またはお電話にてご  
確認ください。

#### ● 郵送での申請

郵送でも申請することができま  
す。次の書類を郵送してください。  
・ 申請書(村公式ホームページの  
「暮らし」↓税金↓税金に関する  
主な証明」よりダウンロードで  
きます)

・ 申請者の身分証明書のコピー  
・ 切手を貼った返信用の封筒  
・ 定額小為替(郵便局で購入でき  
ます)

※原則、郵送での請求は納税義務  
者本人のみできます。返送先も  
納税義務者本人の住所へ返送さ  
せていただきます。

#### ● 問合せ先

総務部税務課

## 税の納付は期限内に

住民の皆さまに納めていただく  
税は、まちづくりや住民の皆さま  
の暮らしを支える大切な財源です。  
大部分の方は期限内に納付され  
ていますが、納付いただけていな  
い方もおられます。

納期限を過ぎても納付されない

場合は、本来の税額のほかに、延  
滞金を納めていただくことになり  
ます。

#### ● 滞納の場合

何も連絡がなく滞納が続いた場  
合、納期限までに納税された方と  
の公平を保つため、次の手順に  
よって滞納処分の手続きを行い、  
税に充当することになります。

#### ① 督促状を送付

を徴収

#### ② 電話や文書にて納税を催告、税

を徴収

#### ③ 財産調査を実施し、預金・給与・

不動産などの財産の差し押さえ  
を実施

#### ④ 差し押さえた不動産等の公売を

行い滞納している税に充当

#### ● 納税相談も行っています

病気や仕事の問題などによって  
納期までに納付が難しいという方  
は、納税に関する相談を随時お受  
けしています。お早めにご相談く  
ださい。

#### ● 問合せ先

総務部税務課